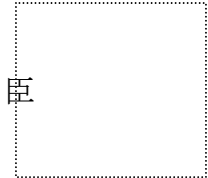


総 統 基 第 50 号

平成23年 3 月25日

(別紙 送付先) 殿

総 務 大 臣



事業所母集団データベースの整備方針について（通知）

標記について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 27 条第 1 項の規定に基づき別添のとおり事業所母集団データベースの整備方針を決定したので、通知します。

事業所母集団データベースの整備方針

平成 23 年 3 月 25 日

総務大臣決定

1 目的

この整備方針は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 27 条第 1 項、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）及び統計調査等業務の業務・システム最適化計画（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）により、総務大臣が事業所母集団データベースを整備する必要があることを踏まえ、その基本的内容を定めるものである。

2 事業所母集団データベースの整備サイクル

産業関連の統計調査の実施については、現在、事業所・企業統計調査情報を中核とするデータベースを利用し、母集団情報の提供・重複是正等を実施しているが、当該処理を効率化・高度化し、以下のサイクルで事業所母集団データベースの整備を実施する。

(1) 統計調査の実施計画の入力

総務省は、各府省における円滑な統計調査の実施に資するため、各府省に対し統計調査の実施計画等を照会し、当該結果を事業所母集団データベースに入力する。

(2) 重複是正の実施、調査対象名簿の入力

各府省は、事業所母集団データベースの母集団情報や、行政記録情報及び民間情報（以下「行政記録情報等」という。）の名簿情報を同データベースに照会することにより付与された共通事業所・企業コード及び調査履歴情報を活用して、統計調査の実施前に重複是正を実施し、調査対象名簿を同データベースに入力する。入力された調査対象名簿を基に、同データベースから各府省に対し、補完・検証用データを提供する。

(3) 統計調査結果の提供

各府省は統計調査の実施後、円滑な事業所母集団データベースの整備のために、統計調査結果を総務省に提供する。

(4) 統計調査結果データにおける共通事業所・企業コードの保持・利活用

各府省は、上記統計調査の実施サイクルの中で、共通事業所・企業コードを保持し、次回調査の名簿整備等において活用する。

なお、各府省が実施した統計調査において新たに確認された事業所・企業については、事業所母集団データベースへの統計調査結果の提供後に、総務省が、それぞれ新たな共通事業所・企業コードを付与し、各府省に提供する。

3 統計関係業務支援機能の整備

事業所母集団データベースには、各府省が上記の業務を効率的に実施することが可能となるよう、各府省別・各統計調査別の画面を設けるなど統計関係業務支援機能を備える。

4 事業所母集団データベースに記録する統計調査

(1) 統計調査結果の記録の手順

事業所母集団データベースの整備の基盤を確立させるため、当面、2(3)により提供された統計調査結果のうち、基幹統計調査を中心に、各府省における利用度が高く、同データベースの整備に寄与度の大きい統計調査の結果を優先してその記録を進める。

- 特定の産業において、悉皆（又はおおむね悉皆）となっている統計調査
- 幅広い産業を対象とし、一定の悉皆層を有する統計調査
- 幅広い産業を対象とし、調査客体数が多い統計調査
- 上記のほか、行政記録情報等と連動することにより新たな統計の作成が期待される統計調査、その他一般統計調査のうち、特に同データベースの整備に有効であると考えられる統計調査

上記を踏まえ、事業所母集団データベースに優先的に記録する統計調査については、当面別紙のとおりとし、その他の記録が必要な統計調査については運用管理規程において追加する。

(2) 記録する内容

事業所母集団データベースに記録する内容については、経済センサス - 基礎調査及び同活動調査（以下、単に「経済センサス」という。）の情報を基盤とし、経済センサス以外の統計調査については、経済センサスの調査項目と共通する項目を中心に記録する。また、その他各種統計調査の実施に資するよう、ニーズ等を踏まえ記録項目を追加する。

5 行政記録情報等の活用

(1) 行政記録情報の活用

商業・法人登記情報、労働保険情報、E D I N E T 情報等の行政記録情報について、収録方法等の検討を行い、経済センサス等統計調査結果を補完する情報として活用する。

(2) 民間情報の活用

プロファイリング（事業所母集団データベース情報の確認・照会）や民間によって収集されている各種企業情報について、統計調査結果や行政記録情報を補完する情報として活用すべく検討を進める。また、各府省等が同データベースに記録されている情報をより有効に活用するといった観点から、地理空間情報の収録について検討を進める。

6 整備スケジュール

事業所母集団データベースは、政府統計共同利用システムの一部として整備することとしており、平成 25 年 1 月からの運用開始を予定している。これに向けた平成 23 年度、平成 24 年度の主なスケジュールは以下のとおり。

平成 23 年度

- ・優先的に記録する統計調査結果等について、経済センサス情報との照合等を実施
- ・労働保険情報、E D I N E T 情報等、各種行政記録情報について記録を開始
- ・事業所母集団データベースの具体的な事務に係る運用管理規程を策定 等

平成 24 年度

- ・優先的に記録する統計調査結果等により、事業所母集団データベースの試験運用を実施
- ・民間情報、地理空間情報等の収録を開始 等

総務省

経済センサス - 基礎調査

経済センサス - 活動調査（経済産業省と共管実施）

サービス産業動向調査

科学技術研究調査

個人企業経済調査

財務省

法人企業統計調査

文部科学省

学校基本調査

厚生労働省

毎月勤労統計調査

賃金構造基本統計調査

医療施設調査

農林水産省

農林業センサス（法人組織経営体）

漁業センサス（法人組織経営体）

経済産業省

商業統計調査

工業統計調査

経済産業省企業活動基本調査

特定サービス産業実態調査

特定サービス産業動態統計調査

エネルギー消費統計調査

中小企業実態基本調査

国土交通省

建設工事施工統計調査

別紙 送付先一覧

人事院総裁

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣